

する必要がある。

特許情報分析結果の情報デザインの例として鉄道関連特許のパテントマップを示す。このマップで使用しているグラフは縦棒グラフと横棒グラフのみであるが、1枚のチケットにまとめることで一覧性を高め、各社の世界的な出願戦略を把握できる。このようにまとめるのは情報デザイン、マップの魅せ方の工夫の1つである。

特許情報分析について必要となる知識・能力はさまざまであるが、三位一体経営実現に落とし込む上で最も重要なのは組織

の特許情報分析を行い、パテントマップ化することで分かることは非常に多いだろうが、技術的要因だけでその理由を立証できないのは明らかである。つまり、特許情報分析では企業の一側面のみ切り取ったにすぎないのである。非特許情報を豊富に持ち合わせているのは研究開発部門・生産部門やマーケティング部門などである。知財部門とこれらとの部門間で積極的な情報共有・意見交換を行うことが、特許情報分析から三位一体経営へと昇華させる上で求められる。

必要がある。

企業には多種多様な戦略が存在するが、最も重要な戦略とは経営戦略と各事業部門の事業戦略である。

『三位一体経営の実現』によって経営戦略や研究開発戦略と同階層で語られることになった知財戦略ではあるが、知財戦略の役割はあくまでも経営戦略の実現を知的財産の側面からサポートするものにある。つまり、知的財産の側面から自社の内に発表した知財戦略事例集に『企業における特許情報の活用』に関する興味深いアンケート結果がある。

このアンケート結果を見ると、圧倒的多数が「発明者自らが先行技術調査・分析を行い、特許情報を活用できるようにする」と回答している。つまり、事業戦略・経営戦略の立案に特許情報を活用する「特許マップなどによる情報分析を強化する」

位マップなどのような定性的な動向を把握するマップに大別される。知財戦略立案の際は、最初から微に入り細を穿つよう

特許情報分析を事業戦略に活用するためには必要な知識や能力にはどのようなものがあるのだろうか。特許情報分析にはコアとなる三つの知識・能力と、分析結果を可視化するための「情報デザイナー」の能力、すべてをサポートする「組織体制

ントマップ（特許マップ）」である。

パテントマップは件数ベースで定量的な動向を把握する統計解析マップと、技術変遷図や構成部

リルダウンしていくことが望ましい。

特許情報分析を事業戦略に活用するためには必要な知識や能力にはどのようなものがあるのだろうか。特許情報分析にはコアとなる三つの知識・能力と、分析結果を可視化するための「情報デザイナー」の能力、すべてをサポートする「組織体制

年	件数
2000	1200
2001	1300
2002	1400
2003	1500
2004	1600
2005	1800

企業の中でも「戦略」と名の付くものは非常に多いが、そもそも「戦略とは現在地と目的地を結ぶルート（酒井穰「あたらしい戦略の教科書」）」である。企業の現在地（自社の内部環境と、自社を取り巻く外部環境）と、目指すべき目的地との間に存在するギャップを把握した上でどのようにして埋めていくか（ルート設定）が戦略になる。ギャップを埋めることで、競合他社に対する競争優位性や参入障壁を構築し、それを維持・発展させていく

企業の中でも「戦略」と名の付くものは非常に多いが、そもそも「戦略とは現在地と目的地を結ぶルート（酒井穰「あたらしい戦略の教科書」）」である。企業の現在地（自社の内部環境と、自社を取り巻く外部環境）と、目指すべき目的地との間に存在するギャップを把握した上でどのようにして埋めていくか（ルート設定）が戦略になる。ギャップを埋めることで、競合他社に対する競争優位性や参入障壁を構築し、それを維持・発展させていく

企業戦略を達成するための知財戦略立案には、現在地についてしっかりと把握する必要がある。現在地とは自社の知財状況と他社の知財状況を意味し、これらの状況を把握するためには知財情報の調査・分析は欠かせない。企業の競争優位性が技術的要因に基づく場合は、とりわけ特許情報の調査・分析が非常に重要な役割を果す。特許は技術的側面を持つと同時に、かつ権利的側面を有する情報である。さらに発明者情報から読み取れる人的資源分配状況や共同出願先から分かれるアライアンス状況といった情報なども含めれば、経営的側面も有していると言える。これらさまざまな側面を有する特許情報を調査・整理・分析して視覚化・ビジュアル化したものが「パテントマップ」である。パテントマップの例（鉄道関連特許ワード）

発行年	件数
01	100
02	120
03	110
04	130
05	105
06	115
07	100
08	110
09	105

（件数）

（件数）

日本技術貿易
マネージャー
—P 総研
野崎 篤志
すみのために、出願・権利のよきな三位一体経営

2002年2月に小泉純一郎元首相の知財立国宣言によつて、それまで地味な存在であつた「知的財産」が熱く注目された。そして同年、内閣に設置された知的財産戦略会議で事業戦略・研究開発戦略・知財戦略の三つの戦略が相互に連携しながら、企業の持続的な競争優位性を構築・維持する「経営戦略における三位一体」が提唱された。この三位一体経営の実現に向けて注目されるのが「パテントマップ」(特許マップ)である。

技術開発や経営など多様な戦略を支援 パントマップ

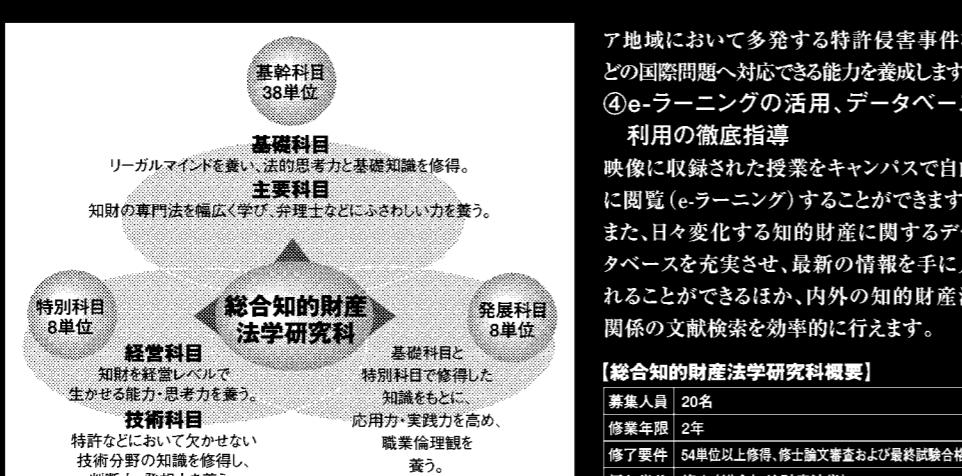
リーガルマインドをもった 総合知的財産法学研究科 知財プロフェッショナルの養成

Digitized by srujanika@gmail.com

士館大学大学院総合知的財産法学研究科では、弁理士

平成20年度入学者から、①必要単位(28単位)を修得すれば1次試験の短答式試験の「工業所有権に関する法令」と「工業所有権に関する条約」の試験科目が免除されることがあります。著作権法・不正競争防止法についての試験のみです。さらに、②修士論文のテーマを、たとえば著作権法・不正競争防止法関連にすれば2次試験の選択科目の免除が適用されることがあります。

- ①理論と実務とを架橋する教育
優れた研究者教員に加え、経験豊かな実務家教員が現場に則した実践的な授業を展開。
エクスターーンシップ（特許事務所研修）等の実務研修を通じ、論理的思考力と実務能力をバランスよく修得します。
- ②法学・経営学・工学の3分野に精通した科目編成
知的財産法の法的素養のほか、経営学や工学を学ぶ分離融合型教育を通じ、知的財産のプロフェッショナルに求められる総合的な専門性を身に付けていきます。
- ③アジア・欧米等の知的財産法学分野に精通した人物の養成



【平成24年度(2012年度)入試日程】					願書受付期間(郵送消印有効)	入試日	合格発表日時
1期入試	一般選考	学内選考	社会人選考	留学生選考	8/31(木)～9/9(金) ※留学生選考は窓口受付のみ 9/6(火)～9/8(木)	9/25(日)	9/27(火) 12:00
2期入試	一般選考	学内選考	社会人選考	留学生選考	10/26(水)～11/4(金) ※留学生選考は窓口受付のみ 10/27(木)～10/29(土)	11/27(日)	11/29(火) 12:00
					※留学生選考は窓口受付のみ 11/27(木)～11/29(土)		12/7(火)



●お問い合わせ先:教務部大学院課
〒154-8515 東京都世田谷区世田谷4-28-1 Tel.03-5481-314

For the Customer W
PATOLIS